

## 【競争入札の最低制限価格について】

(質問)

定期的に入札結果を情報提供して頂いていますが、かなりの割合で最低制限価格での抽選によって落札されているように感じられます。そこで伺いますが、今年度、これまでに行われた入札件数は何件あり、そのうち最低制限価格での落札は何件あったのでしょうか。また、参考までに昨年度の入札件数とそのうち最低制限価格での落札が何件あったのか教えて下さい。さらに、今年度のこれまで及び昨年度の一般競争入札に限った件数についてもお答えください。また、実際に最低制限価格での落札割合が非常に高いとするなら、そのことに対して、市はどのような見解をお持ちなのでしょうか。

<答弁>

今年度、契約検査室で、一般競争入札及び指名競争入札により実施した件数は、11月30日現在で、194件実施し、そのうち最低制限価格での落札は115件でございます。

また、平成21年度は、308件のうち最低制限価格による落札は180件でございます。

一般競争入札による件数ですが、平成21年度が51件のうち最低制限価格による落札は40件、平成22年度は51件のうち最低制限価格による落札は47件ございました。

次に最低制限価格での落札につきましては、近年の経済不況や公共工事の減少に伴い、受注競争の激化を背景に、適切な積算を行わずに、事前公表をしている最低制限価格での応札が増加傾向にあると考えています。

(質問)

多くの業者が最低制限価格で応札し抽選になるケースが多いと言うことは、最低制限価格の設定が高いのではないかと疑問を持ってしまいます。最低制限価格の設定方法は何を基準にされているのでしょうか。また、その設定方法と価格の妥当性の検証が必要なのではないかとと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。また、市はこれまで最低制限価格を公開してきましたが、公開する意図、目的は何だったのでしょうか。さらに、市は最低制限価格の事前公開を今年10月から事後公開とすることに改められたと伺っていますが、それによってどういった効果を期待されているのでしょうか。

<答弁>

最低制限価格の設定方法は、国の予算決算及び会計令第85条で「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れがある場合の基準」が示されており、本市としましてはその基準に基づく低入札価格調査基準価格の算定方式に準拠し設定しております。

建設工事の予定価格及び最低制限価格の事前公表を実施した意図、目的につきましては、入札・契約制度の透明性の向上、予定価格等を探ろうとする不正な行為の未然防止、不正な入札の抑止力及び適正履行の確保を図るためござ

います。

次に、最低制限価格の事後公表を試行することによる、求める効果につきましては、適切な積算をせずに最低制限価格で入札する業者を排除し、健全な建設業者の育成を図りたいとの考えからでありますので、今後、入札状況を見守ってまいりたいと考えております。

(要望)

過度の価格競争になると事業や業務、材料などの質の低下、サービスの低下、従事者の低賃金化が一層進む恐れもあり、どこまでも価格が下がれば良いとは思いませんが、それでも、入札件数全体の約6割、一般競争入札に限ると約9割が最低制限価格での落札になっている現状、しかも多数の業者が最低制限価格での応札による抽選によって落札されている状況を考えると、最低制限価格の算定方法や設定価格の妥当性を検証する必要があるのではないかと思います。最低制限価格の事後公表を試行されることで、業者が適切な積算を行うようになるとのことで、今後の入札状況を注視していきたいと思いますが、事業業務やサービスの質の確保は当然のことですが、少しでも低価格で市が求める事業や業務が遂行されるに超したことはないと思いますので、是非とも、もう少し柔軟な算出、設定を行って頂くことを今後検討して頂きたいと要望しておきます。

## 【市が契約している携帯電話について】

(質問)

豊中市が契約している携帯電話について伺います。みなさんのご家庭のことを考えて頂くとわかると思いますが、携帯電話を契約する際、家族でバラバラに契約するよりも同じ業者と契約したり、各家庭で、用途や使用頻度に合わせてプランを検証して、少しでも安く抑えられるように工夫されていると思います。豊中市は、各部局でかなりの台数の携帯電話を契約されていると思いますが、現在、契約されている台数は全部で何台になるのでしょうか。また、各部局でバラバラに契約されてきたと思いますが、一括して契約した方が、コスト削減につながるのではないかと、さらに、長年、同じ業者と慣例的に業者のいいなりのような形で契約を行ってこられたようですが、契約プランの見直しや他社と比較することでコスト削減が図れるのではないかと、財産管理課さんを中心に提案させていただいてきたのですが、この件についてのご見解をお聞かせ下さい。また、何らかの対応をされたのでしょうか。もし、対応をされたなら、改善前と後でどのような効果があがったのでしょうか。

<答弁>

市が契約している携帯電話についてお答えします。

ご質問の契約台数であります。現在、豊中市名義で契約を行っている携帯電話は77台でございます。

これらの携帯電話につきましては、これまで各部署が、業務の状況に合わせ、導入時期や台数、また、使用内容から最適な契約プランを選んでまいりました。

しかし、年々市全体で保有する携帯電話の台数も増加してきたことから、今

回のご指摘にもありましたように、現行の契約プランの見直しや、また、他社との比較を行うことで、コスト削減を図れるものと契約の統一化を検討してまいりました。

その結果、本年10月に各部署のこれまでの契約を変更し、プランの統一化を図ったことにより、今後は年間で約100万円の通信料の削減効果があるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### (意見・要望)

提案させて頂いたことを踏まえて、対応策を講じて頂き、効果が上がったことは非常にありがたいことですし、喜ばしいことです。たまたま、今回は携帯電話についてでしたが、他にも豊中市がリース契約や購入している機器類、備品類、用具類は多数あると思います。それらについても、慣例的にとか、前例を踏襲するだけで長年契約、購入している業者から、業者にお任せの形で契約や購入をするのではなく、用途やニーズを踏まえ、他業者と定期的にサービス内容や価格を比較して、少しでも価格を抑えられるように大阪人らしい交渉を常に心がけて頂くことを要望しておきます。

### 【財政情報の内容及び発信方法について】

#### (質問)

市民の方々からよく「豊中市も財政は厳しい、厳しいとよく聞くけど、実際どれくらい厳しいのか?」、「借金はどれくらいあるのか?減ってるのか、増えてるのか?」などと聞かれることがあります。もちろん、広報とよなかや市のホームページ、ポスターなどでも予算や決算に関する情報、財政状況に関する情報が提供されていますし、豊中の家計簿も作成されています。しかし、それでもなかなか市民からすると分かりにくく、とっつきにくい情報のようです。市は、現状の情報内容、情報提供方法について、どのように考えられているのでしょうか。市民がもっと手軽に得られ、とっつきやすい情報の発信が必要と考えますが、何か新たな取り組みは検討されているのでしょうか。新たな取り組みという点で、私から一つ提案ですが、市民の方々に、豊中市の借金がどれくらいあり、現在及び今後の増減推移をより分かりやすく簡潔にお知らせするために『豊中の借金時計』を作成し、HPや市庁舎のモニターに公開してはいかがでしょうかと思います。借金時計は、しばしば、テレビなどで国の借金残高が膨れ上がっていく様子が時間の経過とともに示されることがあるかと思っています。調べてみると都道府県ごとの借金時計は作成され、ネット上で見ることができますし、基礎自治体でも借金時計を作成されホームページ上で公開されているところもあります。豊中市でも、借金時計の作成や公開を検討されたらと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

現在、豊中市の財政状況をわかりやすく説明するという目的で、広報とよなかやポスター掲示、とよなかの家計簿などの紙媒体をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビなども活用しています。

その内容については一定の評価も得ていると認識しています。

ご提案のありました「豊中市の借金時計」に示される借金の残高は、当市の

財政状況を簡潔に示す指標の一つの要素といえます。

一方で、財政状況を正しく理解して頂くためには、借金だけでなく、ほかの要素もあわせて示していかなければなりません。また、わかりやすく示していくためには、一定工夫が必要かと存じます。

従いまして、今後、情報を伝える技術の進展も見据えながら、市民の皆様や職員が財政に関心を持って頂くきっかけづくりや手法について、他市事例も含めて研究を進めてまいりたいと考えております。

#### (意見・要望)

市では、学校や道路、下水道、公園などなど様々な公共施設を整備しており、その事業費の一部を借金で賄っています。公共施設は、現在、利用している方だけでなく、将来に渡り多くの市民の方々が利用するという観点から、現世代の負担として一度に税金で支払ってしまうよりも、市債という長期の借金をして、将来にわたりその返済をしていくことで、将来にわたって公共施設を利用する市民の方々にも負担をして頂くことが公平であるとの考え方は一定理解します。しかしながら、公共施設を現世代のニーズに合わせてどんどん整備してしまうと、将来世代へのつげが大きくなるので、将来世代の負担できる範囲も考え、本当に必要な公共施設を計画的に整備する必要があります。そして、今、そのバランスを市民も職員の方々も、より一層、真剣に考えなければならない状況にあるはずです。だからこそ、市がこれまでに借り入れた借金(市債)がどれくらい残っていて、今後の見込みを借金時計と言う形で作成することは非常に意義のあることだと思います。市長もこの春の選挙の際に1期4年間で市の借金をこれだけ減らしたと言う形で、市民に訴えられていたと思いますが、借金が減ってるのかどうかということは市民にとって、行政に対する信頼感、安心感の大きな指標の一つになると思います。さらに、作成した借金時計をHPや市庁舎のモニターなど、誰もが容易に目につく場所に公開されることで、職員の方々にとっても、市民の方々にとっても豊中市の財政に対する関心度が増すとともに、「子どもや孫など将来世代にツケを回すべきではない」、「自分たちで出来ることは自分たちでやろう」といった意識改革にもつながるのではないかと思いますので、是非とも、財政情報の発信手段の一つとして、豊中の借金時計を作成し、市のHPや市庁舎のモニターなど広く公開することを検討して頂きたいと強く要望しておきます。

### 【ごみの持ち去り・抜き取りについて】

#### (質問)

市民の方からしばしば、「資源ごみを市が収集する前に、業者や個人が抜き取って持って行くが、ちゃんと市が回収して市の収益にして欲しい」と要望や意見を伺うことがあります。市民が出すアルミ缶や古紙などの資源ごみが市の収集までに持ち去られたり、抜き取られていることに対しての市のご見解と「資源ごみはちゃんと市が回収して市の収益にして欲しい」と言う市民の意見に対するご見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

資源ごみの持ち去りに関するご質問にお答えします。

本市が再生資源として回収している古紙や不燃ごみから抜き取るアルミ缶の持ち去りは、資源ごみ自体が無駄になっているとは言えませんが、分別に協力して頂いている市民感情も尊重しなければならないと考えています。

**(質問)**

他の自治体では悪質な業者が勝手に持ち去ることで、資源ごみの売却収益の減収や騒音、ごみの散乱などの問題を解決するために家庭から出る空き缶や新聞紙などの資源ごみを無断で持ち去る行為を禁止する条例を施行しているところもあります。府内では、既に6市がこの条例により資源ごみの持ち去りを禁止しており、お隣の箕面市でも一昨日開かれた議会で議決され、来年7月から施行されるようです。既に実施している自治体に問い合わせると、資源ごみの回収量が増えているとの意見が多く、市の売却収益が増えていると思われます。

また、お金の問題だけでなく、せっかく市民が市のルールに基づいて資源ごみを排出しても市が適切に回収、処理していなければ市民の分別意識、意欲の低下も懸念されます。また、年に数件、市民から「粗大ごみ処理券を購入して、市が指定した日時、場所に粗大ごみを出したのに、市が回収する前に、どこかの業者が持って行った。お金を払ったのに、市が適切に回収、処理しないのはおかしい。」といった苦情があるとも伺っています。資源ごみや粗大ごみの持ち去り、抜き取りに対して、何か対応策が必要ではないかと思えます。

資源ごみや粗大ごみを市民が排出してから回収・処理されるまでの一連の流れの明確化、市民のごみ分別協力率向上、資源ごみの売却による市の収入増加を目的に『(仮称)ごみ持ち去り禁止条例』の制定を検討してみてもはと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

持ち去り禁止条例の制定に関するご質問にお答えします。

近年、資源持ち去りを禁止する条例の制定が各市で行われておりますが、実効性の担保に苦慮されているとも聞いております。

本市としては、現状の資源ごみ及び粗大ごみ持ち去りの状況を踏まえ、先進都市が取り組まれている持ち去り防止策について調査・研究してまいります。

**(意見・要望)**

市のルールにのっとって、お金を払って適切に排出した粗大ごみを市が適切に回収、処理できていないとするならば、市民は納得できないと思います。実際に、どこかの業者が持って行くからとの考えから、お金を払わずに排出して、業者が持っていかなければ粗大ごみ処理券を購入している市民もおられるようです。このような問題を改善するような方策を早急に検討、実施して頂くことを強く要望しておきます。さらに、一度、一年間に「粗大ごみ処理券」が何枚くらい、総額でいくら分くらい購入され、どの程度、適切に市が回収できているのか調査してみてもどうかと提案しておきます。

また、豊中市では2012年度からごみの分別方法が変わり、資源ごみのみを分別

収集することになります。そうすると、今まで以上に、市が資源ごみをしっかりと回収しないと、市民からは「手間をかけて、何のために、誰のために分別してるのかわからない」といった意識が芽生え、分別協力率向上の妨げになるのではないかと危惧します。市民に今まで以上に分別手間を求めるわけですので、市民が適切に出された資源ごみは市が適切に回収・処理できるような仕組みづくり、『(仮称)ごみ持ち去り禁止条例』の制定も含め、早急に検討、実施して頂くことを要望しておきます。